

# 個人情報の共同利用について

当組合が実施している下記の共同事業は、個人情報保護法の定めに基づく、「第三者への提供にあたらぬ共同利用」に該当しますので、共同利用ごとに①共同事業で個人データを利用する趣旨、②共同して利用する個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者について以下のとおりに公表します。

## 1. 事業主が実施する法定健診および法定外の健診事業

### ①〔共同事業で個人データを利用する趣旨〕

健康保険法第 150 条により、被保険者の健康の保持増進のために実施している安衛法の規定を超える範囲の健診事業、また、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健診・特定保健指導の事業を、事業主と健康保険組合が共同で実施する。事業主は、これらの健診に関する受診者名簿及び当該健診データを当組合へ提供し、当組合はこれをデータヘルス計画のための分析に利用する。また、効果的な保健事業に資することを目的として、当組合は分析結果について、事業を推進する事業主の担当部署と共有する。

### ②〔共同して利用する個人データの項目〕

基本情報	社員番号、氏名、生年月日、性別、所属情報、健診受診日等
法定健診・生活習慣病予防健診・特定健診	身体計測、視力・聴力検査、尿検査、血圧、聴打診、心電図検査、血液検査、肝機能検査、腎機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部 X 線検査、問診項目、保健指導等
人間ドック等	胸部 X 線検査 (CT)・喀痰検査、胃部 X 線検査 (内視鏡)、大腸検査、乳房検査、子宮検査等

### ③〔共同して利用する者の範囲〕

当組合の保健・データヘルス事業担当者、事務長、常務理事。事業主の代表者、健保業務担当者。

### ④〔利用する者の利用目的〕

法定外健診（人間ドック・がん検診）補助金支給事業の申請、補助金支払、健診状況・医療費等の分析のため

### ⑤〔当該個人データの管理について責任を有する者〕

【当組合】常務理事

【各事業主】健保業務担当責任者

## 2. レセプト及び健診データの分析による重症化予防事業

### ①〔共同事業で個人データを利用する趣旨〕

被保険者の健康保持増進の一環として、レセプト（調剤報酬明細書を含む）の記載データおよび健診データ（定期健康診断・生活習慣病予防健診・特定健康診査）の分析を実施し、その分析結果をもとに事業主と当組合が保健指導を共同で実施する。

### ②〔共同して利用する個人データの項目〕

レセプト（調剤報酬明細書を含む）の記載データ、労働安全衛生法第66条第1項で規定されている定期健康診断のデータ、及びその他当組合が保有する被保険者の健康診断のデータとその分析結果、保健指導の実施に関するデータ

### ③〔共同して利用する者の範囲〕

当組合の保健・データヘルス事業担当者、事務長、常務理事。各事業主の代表者、業務担当者。

### ④〔利用する者の利用目的〕

健康診断データ、医療費等を分析し、重症化予防事業の実施、円滑な運営を図るため

### ⑤〔当該個人データの管理について責任を有する者〕

【当組合】常務理事

【各事業主】業務担当責任者